

義務教育学校設置にかかる普通交付税の算定方法の見直しについて

【担当省庁】総務省

市町村における取組

（現状・課題）

王寺町では、令和4年4月に町内の3小学校及び2中学校を再編・整備し、2校の義務教育学校を開校した。

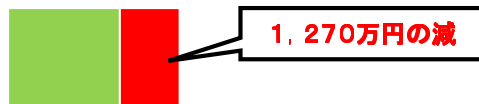
現状、小中学校の管理運営に係る普通交付税は、小学校費と中学校費として基準財政需要額に算入されており、文部科学省の学校基本調査における児童生徒数、学級数、学校数の3つを基礎数値として算定されている。なお、学校数の基礎数値は、義務教育学校1校の場合、前期課程（小学校）と後期課程（中学校）それぞれ1校となる。

このことから、2校の義務教育学校では、先に述べた3つの基礎数値については中学校費は変わらないが、小学校費では児童数は変わらないものの、学校数は3校から2校に、また、それに伴い学級数が減少することにより、経過措置終了後は、令和6年度の基準財政需要額でみると小学校費の学校数で1,270万円の減、学級数で410万円の減、合計で1,680万円の減少となる。

様々な学年の児童生徒の異学年交流などができるよう、ゆとりある施設環境とともに9年間を見通した系統性あるきめ細かな授業や指導を行う義務教育学校の校種に即した需要額の算定が必要である。

〔図〕 義務教育学校による基準財政需要額の減

【小学校費（学校数） 3校 ⇒ 2校】



需要額 3,810万円 ⇒ 2,540万円

【小学校費（学級数） 66学級 ⇒ 61学級】



需要額 5,390万円 ⇒ 4,980万円

【小学校費（算定科目 学校数、学級数、児童数の合計）】



需要額 1億7,100万円 ⇒ 1億5,420万円

国にお願いすること

現在の地方交付税法に定められている個別算定経費には、学校教育法の改正により、平成28年4月から制度化された新たな学校の種類である「義務教育学校費」がない。その為、交付税算定の基礎数値となる「学校基本調査」においても、「義務教育学校」の項目として報告しているところである。

しかしながら、交付税算定について国は、中央教育審議会の答申「第5節」において「小中一貫教育の効果的な推進方を継続的に実施し、好事例を普及していく」と述べられていたにもかかわらず、いまだ「小学校費」や「中学校費」として算定されているのが現状である。

9年間の系統性を活かした教育に積極的に取り組むため、義務教育学校特有の需要を見込んだ「義務教育学校費」の款を新設するなど、相応しい算定が行われるよう必要な制度改正をお願いしたい。